

意見書案第 5 号

平成 29 年 7 月 5 日提出

提出者 松山市議会議員 清 水 宣 郎  
大 塚 啓 史  
岡 雄 也  
吉 富 健 一  
松 本 博 和  
角 田 敏 郎  
渡 部 克 彦  
若 江 進  
猪 野 由紀久  
丹生谷 利 和  
森 岡 功  
宇 野 浩

平成 29 年 7 月 5 日 原案可決

衆議院小選挙区の区割り改定法の再考を求める意見書について

衆議院小選挙区の区割り改定法の再考を求める意見書を次のとおり提出する。

#### 記

衆議院小選挙区の区割り改定法の再考を求める意見書

国においては、衆議院議員小選挙区における一票の格差を是正するため、区割りを見直すための改正公職選挙法が本年 6 月 9 日に参議院本会議で成立した。

新たな区割りは、公布の日から 1 カ月間の周知期間を経て、7 月 16 日にも施行され、同日以降に公示される衆議院議員選挙から適用される。

この改正公職選挙法は、政府の衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区割り審」という。）が 4 月 19 日に勧告した区割り改定案に基づき、選挙区間の一票の格差を是正するため、2015 年の国勢調査での人口を基に 19 都道府県の 97 選挙区にも及ぶ過去最大規模で

区割りが見直された。

これにより、青森、岩手、三重、奈良、熊本、鹿児島 の 6 県で小選挙区の数 を 1 つずつ減らし、愛媛県を含む 13 都道府県で区割りを見直した。

愛媛 1 区においては、旧松山市を分割し、浮穴投票区と久谷第 1 ～ 4 投票区が愛媛 2 区に編入されることになった。

区割り審の「区割り改定案の作成方針」においては、「市区町村の区域は分割しない」ことを原則とすることを掲げながらも、現実には多くの市区町村が分割されるという矛盾が生じている。

本市議会としては、一票の格差是正は必要であると考えますが、本市の一部について、地域事情を考慮せず、一方的かつ原則を無視して分割したことは、誠に遺憾であり断固として受け入れがたいものである。

本市域内で選挙区が分断されれば、有権者は同じ市内で異なる候補者への投票となり、ひいては市政に大きな支障を及ぼすことは明白である。

よって、衆議院小選挙区の区割り改定法の再考と単に人口比例配分だけではなく、行政、地勢、交通、歴史的沿革など地域の実情を踏まえた選挙制度の抜本的な見直しを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣